

岩手県告示第579号

漁業災害補償法の規定による養殖業に係る一定の水域（令和３年岩手県告示第700号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年10月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
小割り式さけ・ます養殖業		小割り式さけ・ます養殖業	
加入区の名称	水 域	加入区の名称	水 域
沖久慈浜加入区	[略]	沖久慈浜加入区	[略]
		<u>白浜加入区</u>	<u>一区第120号漁業権の漁場の区域</u>
長磯前加入区	[略]	長磯前加入区	[略]
[略]		[略]	
白浜沖加入区	[略]	白浜沖加入区	[略]
		<u>金入加入区</u>	<u>一区第332号漁業権の漁場の区域</u>
		<u>大陽加入区</u>	<u>一区第333号漁業権の漁場の区域</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			